

横浜市放課後児童健全育成事業の監査指針

1 趣旨

この指針は、「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）に基づき、横浜市域の放課後児童健全育成事業所について、「横浜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」（平成 26 年 9 月横浜市条例第 49 号。以下「基準条例」という。）を遵守した適正な育成支援内容及び設備環境が確保されているか否かを確認するために実施する監査の手順や留意点等を定める。監査の結果、改善を求める必要がある場合に行う行政指導及び行政処分等についても、併せて定める。

また、本指針に基づく監査は、子どもの最善の利益を保障し、全ての放課後児童健全育成事業所がその役割及び機能を適切に発揮できるようにすることを目的とする。

なお、基準条例の遵守にあたっての具体的な留意事項については、別途「横浜市放課後児童健全育成事業の指導監督基準」（以下「指導監督基準」という。）において定める。

2 対象事業所

監査の対象は、法第 6 条の 3 第 2 項に規定される事業の実施を目的とする放課後児童健全育成事業所として届出を行っている全ての事業所とする。

なお、法上の「放課後児童健全育成事業」として実施しない類似事業（例えば、健康の維持増進を目的とするスポーツクラブや、学習支援を目的とする塾等）については、対象外とする。

3 監査方法

監査は、報告徴収及び立入調査により行う。監査に当たっては、法に基づく指導監督の趣旨及び内容等を明らかにし、関係者の理解及び協力が得られるよう努めることを旨とするが、育成支援内容、設備環境等に問題があると認められる又は強く推認されるにもかかわらず、関係者の理解、協力等が得られない場合には、法に基づき厳正に対処する。

(1) 報告徴収

ア 定期の報告徴収

放課後児童健全育成事業者に対して、各事業所の運営状況について、毎年、自己検査を実施の上、その結果を文書により、回答期限を付して報告を求める。

イ 特別の報告徴収

当初の届出事項からの変更が認められる場合、運営状況報告の内容に疑義がある場合、利用者から苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等で、児童の処遇上の観点から事業所に問題があると考えられる場合には、随時、特別に報告を求める。

(2) 立入調査

立入調査については、放課後児童健全育成事業所への立ち入り及び運営責任者や放課後児童支援員等への聴取を基本とする。

ア 通常の立入調査の対象

届出対象事業所については、3年に1回実施する。

イ 特別の立入調査の対象

重大な事故が発生した場合又は利用者から苦情や相談が寄せられた場合等で、児童の処遇上の観点から事業所に問題があると認められる場合には、随時、特別の立入調査を実施する。

ウ その他

(ア) 新規に開設した事業所については、速やかに立入調査を行うよう努める。

(イ) 以下のいずれかに該当する事業所は、「問題を有すると考えられる事業所」に該当すると考えられるため、改善を求める必要がある。

- ・連続して改善指導を行っているにもかかわらず改善されないもの
- ・利用者から苦情や相談が寄せられており不適切な処遇が窺われるもの
- ・定期の報告の徴収の指示に対して回答がないもの又は報告内容が空疎なもの
- ・事故発生にも関わらず、報告を怠っているもの

(ウ) 立入調査に当たっては、当該事業所における帳票等の準備のために、事業者に対し、期日を事前通告することを通例とするが、特別の立入調査が必要な場合等には、事前通告せずに実施することが適当である。

4 行政指導・行政処分

監査の結果、改善を求める必要があると認められる場合は、行政指導（改善指導・改善勧告）又は行政処分（改善命令・事業制限命令・事業停止命令）の措置を通じて改善を図る。

(1) 行政指導を行う場合

ア 改善指導

(ア) 改善指導の対象

監査の結果、指導監督基準に照らして、改善を求める必要があると認められる放課後児童健全育成事業所については、文書により改善指導を行う。

(イ) 改善指導の手順

a 改善指導の内容

立入調査実施後概ね1か月以内に、改善されなければ改善勧告等の対象となり得ることを示した上で、改善すべき事項を文書により通知する。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して、文書により報告を求める。

b 改善指導結果の確認

改善指導に係る回答又は提出があった場合は、その改善状況を確認するため、必要に応じ、事業者に対する出頭要請や事業所又は事務所に対する特別の立入調査を行う。

回答期限又は提出期限が経過しても報告又は提出がない場合についても、同様である。

イ 改善勧告

(ア) 改善勧告の対象

改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合等、事業の改善を求める必要があると認めるときは、事業者に対し、改善勧告を行う。

(イ) 改善勧告の手順

a 改善勧告の内容

文書による改善指導における報告期限後(改善指導を経ずに改善勧告を行う場合にあつては立入調査実施後)概ね1か月以内に、改善されなければ、公表、改善命令、事業制限命令又は事業停止命令の対象となり得ることを明示した上、改善勧告を文書により通知する。

この場合、概ね1か月以内の回答期限を付して文書で報告を求める。

b 児童福祉審議会からの意見聴取

改善勧告を行う場合は、児童福祉審議会の意見を聴く。

c 関係機関との調整

改善勧告を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、当該事業所が運営を停止した場合に備え、利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

d 確認

改善勧告を受けた事業者から、当該改善勧告に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別の立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様である。

(ウ) 利用者に対する周知及び公表

a 利用者に対する周知

改善勧告を行っているにもかかわらず改善が行われていない場合には、当該事業所の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について周知し、当該事業所の利用を控える等の勧奨を行うとともに、利用児童に対する適切な対応等を講ずる必要がある。

b 公表

改善勧告を行っているにもかかわらず改善が行われていない場合には、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について公表する。

(2) 行政処分を行う場合

ア 改善命令

(ア) 改善命令の対象

改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導もしくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、改善命令を行う（法第34条の8の3第3項参照）。

(イ) 改善命令の手順

a 弁明の機会の付与

改善命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与する。

【参考】「弁明の機会の付与」について

弁明の機会の付与は、行政手続法（平成5年11月12日法律第88号）第29条から第31条までに定めるところにより、当該事業者に対し、次の事項を書面によって通知して行う。

- ・ 予定される命令の内容
- ・ 命令の原因となる事実
- ・ 弁明書の提出先及び提出期限

b 児童福祉審議会からの意見聴取

改善命令を行う場合は、児童福祉審議会の意見を聴く。

c 関係機関との調整

改善命令を行う場合は、必要に応じて、事前に又は事後速やかに、当該事業所が運営を停止した場合に備え、利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

d 改善命令の発令

a～cによる手順を踏み速やかに判断した上で、概ね1か月以内に改善されなければ、公表、事業制限命令又は事業停止命令の対象となり得ることを明示した上、文書により改善を命ずる。

e 確認

改善命令を受けた事業者から、当該改善命令に対する報告があった場合は、その改善状況等を確認するため、速やかに特別の立入調査を行う。回答期限が経過しても報告がない場合についても、同様である。

f 公表

改善命令を行った場合は、その名称、所在地、事業者名、処分の内容について公表する。

イ 事業制限命令又は事業停止命令

(ア) 事業制限命令又は事業停止命令の対象

改善命令を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく児童福祉に著しく有害であると認められるとき、又は、改善指導、改善勧告もしくは改善命令を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、事業制限又は事業停止を命ずる（法第34条の8の3第4項参照）。

また、通常は「事業制限命令」を先ず検討するが、改善が期待されずに当該事業所の運営の継続が児童の福祉を著しく害する蓋然性がある場合は、「事業停止命令」を発する。

【参考】「事業制限命令」及び「事業停止命令」の意義

- ・「事業制限命令」は、期限又は条件を付して当該放課後児童健全育成事業の実施の制限を命ずる行政処分をいう。
- ・「事業停止命令」は、期限又は条件を付して当該放課後児童健全育成事業の停止を命ずる行政処分をいう。

(イ) 事業制限命令又は事業停止命令の手順

a 弁明の機会の付与

事業制限命令又は事業停止命令を行おうとする場合は、事前に弁明の機会を付与する。

b 児童福祉審議会からの意見聴取

弁明書の提出を受けた後又は提出期限を経過した後、速やかに、児童福祉審議会の意見を聴く。

c 関係機関との調整

事業制限命令又は事業停止命令を行おうとする場合は、事前に又は事後速やかに、当該事業所が運営を停止した場合に備えた利用児童の受入れ先の確保等について調整を図る。

d 事業制限命令又は事業停止命令の発令

(a)～(c)による手順を踏み速やかに判断した上で、文書により事業制限又は事業停止を命ずる。

e 公表

事業制限命令又は事業停止命令を行った場合は、その名称、所在地、事業者名、処分の内容等について公表する。

5 緊急時の対応

児童の福祉を確保すべき緊急の必要があるときは、「4 行政指導・行政処分」の手順によらず、文書による改善指導を経ずに改善勧告を行う、改善指導・改善勧告を経ずに事業制限命令若しくは事業停止命令の措置を行うなど、児童の安全の確保を第一に考え、迅速な対応を行う。

(1) 緊急時の改善勧告

児童の福祉を確保するため、次の場合は、改善指導を経ることなく、改善勧告を行う。

ア 著しく不適正な育成支援内容や設備環境である場合

指導監督基準における「1. 放課後児童支援員等の数及び資格」及び「2. 放課後児童健全育成事業所の構造設備及び面積」に関して、いずれも著しく下回るもの等

イ 著しく利用児童の安全性に問題がある場合

指導監督基準における「1. 放課後児童支援員等の数及び資格」の「(1) 支援の単位ごとに放課後児童支援員を2人以上配置する。ただし、その1人を除き、補助員をもってこれに代えることができる。」に関して、放課後児童支援員（有資格者）が1人もいないもの等。

ウ その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

放課後児童健全育成事業所の管理責任が明確に否定し得ない重大な事故等が発生しており、かつ、当該事故等に対応した適切な改善策が講じられていないもの。

エ あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがなく改善勧告を行った場合は、事後速やかに児童福祉審議会に報告する。

(2) 緊急時の事業制限命令又は事業停止命令

ア 児童の生命又は身体の安全を確保するために緊急を要する場合、弁明の機会の付与を行う手続きを経ないで、事業制限命令又は事業停止を命じることができるものである。

イ 事業所の職員や事業者が利用児童に虐待を加え、危害を及ぼしていることが明白である場合などは、児童の生命又は安全を確保するために緊急を要する場合に該当すると想定される。

ウ あらかじめ児童福祉審議会の意見を聴くいとまがなく事業制限又は事業停止を命じた場合は、事後速やかに児童福祉審議会に報告する。

6 情報提供

(1) 関係機関に対する情報提供

小学校、消防部局、衛生部局その他の関係機関との連携により指導監督に当たる必要があるため、報告徴収及び立入調査等の状況や改善指導を行った後の当該事業所の状況等については、適宜、関係機関に情報の提供を行う。

(2) 一般への情報提供

市民に対して、放課後児童健全育成事業を担当する窓口について周知するとともに、放課後児童健全育成事業所の状況についての情報を提供する。

7 根拠法令

○児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）（抄）

（事業）

第 6 条の 3 （略）

2 この法律で、放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

3～14 （略）

（放課後児童健全育成事業）

第 34 条の 8 （略）

2 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、放課後児童健全育成事業を行うことができる。

3 国、都道府県及び市町村以外の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

4 国、都道府県及び市町村以外の者は、放課後児童健全育成事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出なければならない。

（設備及び運営の基準）

第 34 条の 8 の 2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

2 （略）

3 放課後児童健全育成事業を行う者は、第 1 項の基準を遵守しなければならない。

（報告及び立入調査等）

第 34 条の 8 の 3 市町村長は、前条第 1 項の基準を維持するため、放課後児童健全育成事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 （略）

3 市町村長は、放課後児童健全育成事業が前条第 1 項の基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を行う者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

4 市町村長は、放課後児童健全育成事業を行う者が、この法律若しくはこれに基づく命令若しくはこれらに基づいてする処分を違反したとき、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。